

国不入企第 3 4 号  
令和 3 年 2 月 1 9 日

各都道府県知事 殿  
(市町村担当課、契約担当課扱い)  
各指定都市市長 殿  
(契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局長

#### 技能労働者への適切な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

国土交通省においては、これまでの 8 度にわたる公共工事設計労務単価の上昇(平成 25 年 4 月、平成 26 年 2 月、平成 27 年 2 月、平成 28 年 2 月、平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月、平成 31 年 3 月及び令和 2 年 3 月)に際し、その都度、建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(令和 2 年 2 月 14 日付け国土入企第 50 号等)を発出するとともに、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官から建設業団体 4 団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでいるところです。

さらに令和元年 6 月には、新・担い手 3 法として、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。)、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。)、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の改正が行われ、公共工事品質確保法の基本理念として、将来にわた

る公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な請負代金による請負契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されたところです。

政府からも経済界に対して、賃金の継続的な引上げに向けた取組が要請されているところであり、これらの取組によって、技能労働者の賃金は令和元年までの 7 年間で約 18% 上昇し、他産業と比較しても高い伸び率を示しているものの、依然として製造業の水準には達していない状況です。

本日、国土交通省が令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置を実施したこともあり、令和 2 年 3 月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、全国平均で 1.2%、被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）の平均では 0.6% の上昇（全職種単価の単純平均の伸び率）となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 53.5%、被災 3 県の平均では 69.8% の上昇（全職種単価の単純平均の伸び率）となります。

公共工事設計労務単価は、毎年実施する公共事業労務費調査において、公共工事に従事する技能労働者に実際支払われている賃金実態を把握し、適切な単価の設定を行っておりますが、昨年 10 月に実施した同調査では、一部の単価が前年を下回っていました。この点については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、一時的に賃金支払いが抑制されている可能性が懸念されることから、このたびの新労務単価においては、前年度を下回った単価について、昨年度単価に据え置く特別措置を実施しております。

技能労働者の確保・育成のためには、今後とも、賃金を引き上げることが重要であります。賃金の引上げが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されるよう、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、今般の新労務単価には特別措置が実施されていることに十分留意し、新労務単価の水準等を踏まえた適切な請負代金による契約と、技能労働者の賃金水準の更なる改善が図られるよう努めていただくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれては、新労務単価の早期活用はもとより、ダンピング対策の強化など、下記の措置を講じることにより、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう、環境整備に万全を期すようお願いいたします。

なお、別添 1 を各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

## 記

### 1．新労務単価の早期活用について

公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号において、発注者は、公共工事等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされていることを踏まえ、予定価格の積算に当たっては、新労務単価の速やかな活用に努めること。

なお国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の決定を受け、令和 3 年 3 月 1 日以降に契約を締結するゼロ債務負担行為（契約初年度に支出を要さない債務負担行為をいう。）を含めた令和 2 年度第 3 次補正予算による発注工事等についても前倒しで適用できることとし、公共事業の円滑な施工に万全を期すとともに、施工時期の平準化を進めることとしているため、参考にされたい。

### 2．インフレスライド条項の適用等について

国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の決定を受け、別添 2 のとおり、令和 3 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

令和 3 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）の記 1．（ 1 ）及び 2．から 8．まで（ 4．（ 3 ）を除く。）の規定を準用する

こと等としたので、これを参考として、適切な運用に努めること。

### 3．法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等について

公共工事品質確保法第7条第1項第1号において、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが発注者の責務として規定されており、新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険へ加入するために必要な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、平成24年4月に行われた現場管理費率の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

また、公共工事品質確保法第7条第1項第1号において、発注者の責務として、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが規定されたことを踏まえ、国土交通省では、令和2年2月に現場管理費率の見直しを行うとともに、令和2年6月より、法定外の労災保険の付保を受注要件としたところである。

これらのことに留意し、貴団体発注工事においても、法定福利費（社会保険料の事業主負担分及び本人負担分）や法定外の労災保険の保険料等が適切に予定価格に反映されるよう措置すること。

また、受注者と下請業者との間でも、法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用や請負代金内訳書における法定福利費の内訳明示等、法定福利費を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、受注者に対して、法定福利費の適切な支払いや支払状況の確認、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払いを行うよう指導すること。

加えて、入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（令和元年11月1日時点）によると、下請業者も含めて社会保険加入業者に限定する取組を行っている地方公共団体の数は増加しているが、一方で、多くの地方公共団体においてこうした取組が未だ実施されていない状況であるため、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。令和元年10月18日最終変更。以下「適正化指針」という。）において、下請業者も含めて社会保険未加入業者の公共工事からの排除を図ることが規定さ

れていることや、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成 28 年 6 月 16 日付け総行第 123 号、国土入企第 6 号）等でこれまでに要請してきた内容を踏まえ、社会保険加入業者に限定する取組を実施すること。

#### 4．ダンピング対策の更なる強化など、適正な価格による契約の推進について

入札契約適正化法において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が規定されており、また、適正化指針において、ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであるとされているところであり、「公共工事の円滑な施工の確保について」（令和 3 年 1 月 29 日付け総行第 29 号、国不入企第 32 号）等においてこれまで要請してきた内容を踏まえ、新労務単価の早期活用等、適正な予定価格の設定に努めるとともに、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等により、ダンピング受注の排除に努めること。

特に、ダンピング対策の強化については、「公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について」（令和 3 年 1 月 29 日付け総行第 30 号、国不入企第 33 号）において、低入札価格調査基準等の見直しや、低入札価格調査の適切な実施等による実効性の確保について通知したところであるが、これも踏まえ、ダンピング対策の強化に努めること。

また、引き続き、低入札価格調査基準の設定や見直し等の状況について、「公共工事の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公契連との連携体制の強化について」（令和 2 年 12 月 23 日付け総行第 317 号、国不入企第 29 号）を踏まえ、都道府県公契連において、都道府県及び市区町村と連携して対策の強化の措置を図ることとしているので、緊密な連携をお願いしたい。

なお、公共発注者であっても、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて趣旨の徹底を図ること。

#### 5．適正な工期設定に伴う必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、平成 30 年 7 月に改訂された「建設工事における適正

な工期設定等のためのガイドライン」(建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、建設工事に従事する者の週休2日の確保などを考慮して適正な工期の設定に努めるとともに、適正な工期設定に伴い、労務費(社会保険料の本人負担分を含む賃金)は勿論のこと、法定福利費(社会保険料の事業主負担分)、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、当該工期設定に伴い必要となる共通仮設費や現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

また、「工期に関する基準」(令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告)において、建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保できるようにすることが重要であるとされているとともに、週休2日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図ることが必要であるとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

## 6. 建設キャリアアップシステムによる技能労働者の処遇改善について

建設キャリアアップシステムは、技能労働者が有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積することによって、技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価と、給与の引上げなどの適切な処遇が受けられ、さらに若い世代にキャリアパスや処遇の見通しを示すことで将来の担い手確保につなげることを目的とするものであり、適正化指針においても、発注者は、公共工事の施工に当たって受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう努めるべきこととされているところである。

これまでも、適正化指針の趣旨を踏まえ、「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進等について」(令和2年4月1日付け国土入企第2号)等により、公共工事における建設キャリアアップシステムの活用促進に努めるよう要請してきたところであるが、このシステムを建設業共通の制度インフラとして普及し、技能労働者の更なる処遇改善につなげる観点から、貴団体発注工事において建設キャリアアップシステムがより積極的に活用されるよう、モデル工事の実施(システムの活用実績を踏まえて工事成績で評価するなど)や、総合評価方式で加点評価する措置(元請業者の事業者登録やカードリーダー設置等について加点するなど)等のインセンティブ措置について導入を図ること。

以上